

「YMF G設立20周年感謝 キャンペーン定期預金」規定

「YMF G設立20周年感謝 キャンペーン定期預金」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定により取り扱います。

1. お申込み対象

個人のお客さまとします（個人事業主の方を含みます）。

2. 取扱店

全店の店頭窓口（東京・豊洲・名古屋・大阪・神戸支店を除きます）

※ATM、インターネット・モバイルバンキングサービス、スマホポータルアプリによる新約はできません。

3. お預入れの金額

「この預金」のお預入れ金額は、以下の通りとします。

1 預金者あたり 10 万円以上 5,000 万円以内かつ 1 口あたり 10 万円以上とし、1 円単位でお預入れいただけます。

4. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間はお預入れいただく原資に応じて以下の通りとなります。

- ・預入原資が当行グループ会社を除く他金融機関からの預け替え資金（以下、預け替え資金）（※）の場合
1 年、3 年または 5 年です。
- ・預入原資がその他の資金の場合
3 年または 5 年です。

※『当行グループ会社を除く他金融機関からの預け替え資金』とは、受付日を基準とし、過去 3 か月以内に他金融機関（当行グループ会社除く）から預け替えまたは払出しをした資金を対象とします。なお、現金や小切手の入金による預け替えの場合は、入金が確認できる当行通帳やスマホ画面の提示などと併せて、他金融機関の通帳等で払出日、払出金額の確認が必要です。また、現金持込の場合は、他金融機関の通帳やスマホ画面等による払出日、払出金額の確認が必要となります。確認ができない場合は「その他資金」の利率を適用します。なお、「他金融機関」には、当行グループ会社を除く証券会社・保険会社等を含みます。

ただし、上記の期間内に他金融機関からお預け替えいただいた資金であっても、当該資金により当行ですでに定期預金を作成されている場合、その定期預金を解約された資金は「預け替え資金」の対象となりません。

5. お預入れ利率（特約金利）

当初預入期間について、原資区分に応じて次の特約金利を適用します。

自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期」、「スーパー定期300」、「自由金利型定期預金」の店頭表示利率とします。

- ・預け替え資金の場合
1 年：1.8%、3 年：2.0%、5 年：2.2%
- ・その他資金の場合
3 年：2.0%、5 年 2.2%

6. 自動継続

- (1) 「この預金」は、通帳記載の満期日に金額に応じて前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。利息受取型（単利型）については、自動継続後の新元金が1,000万円以上となる場合は、同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に切替えてお預りいたします。
- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、「この預金」は満期日以後にお支払いします。

7. 譲渡、質入れの禁止

- (1) 「この預金」、および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 第二項による変更は公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

9. その他

この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

以 上
(2026年10月2日現在)